

【用語解説】

【い】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で一般的には、燃やすごみ、小型不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみなどの総称。

【お】

大阪湾広域臨海環境整備センター

近畿圏から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場を確保することを目的として1982年に大阪、京都など6府県168市町村(現在)と港湾管理者4団体が出資して設立した広域臨海環境整備センター法に基づく特殊法人。搬入基地9か所と、廃棄物最終処分場が大阪湾沖に4か所ある。

温室効果ガス

太陽からの熱を吸収することによって、地球を暖める働きがあるガスのこと。京都議定書では、「二酸化炭素」や「メタン」、「一酸化二窒素」等の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か】

買い物袋持参運動

マイバッグ(買い物袋)を持参してレジ袋の使用を削減する取り組みのこと。身近に取り組むことのできる環境活動のひとつとして広く行われている。

宝塚市では平成23年度から「レジ袋削減等に関する環境協定」を市内事業者や関連団体との間で締結し取り組みを行っている。

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。OECD(経済協力開発機構)が提唱した。

循環型社会形成推進基本法にこの考え方は取り入れられており、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法において製造者に製品のリサイクル義務を課しているのも、この拡大生産者責任に基づくものである。

家庭系ごみ

家庭から排出されるごみ。

家電リサイクル法(特定家庭用品機器再商品化法)

一般家庭や事務所で不要となった家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。

カレット

破砕された状態のガラスくず

乾燥重量比

水分を含まない状態の重量割合。付着水分や元々保有している水分の影響を考慮しない際に用いる

【こ】

ごみゼロ推進員制度（廃棄物減量等推進員制度）

宝塚市で地域でのリーダーとして、自治会等から推薦に基づき選任され、地域と行政のパイプ的役割を市民が果たしている制度。

市内で約500人が選任されている。

コンポスト

生ごみを堆肥化すること、堆肥あるいは堆肥化する容器こと

本計画では、主に堆肥のこと示す

【さ】

再生資源集団回収奨励金制度

再生資源を集団回収している団体に対して奨励金を交付し、ごみ減量化・資源化を図っている。再生資源 1 kgにつき、3円を交付している。

三成分値

ごみの性状を把握するために、燃えるごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの。

【し】

事業系ごみ

店舗、会社、工場、事務所、病院等などから排出される事業活動に伴って生じた廃棄物指定法人ルート

容器包装リサイクル法第14条に基づき、市が収集した容器包装について容器包装リサイクル協会に委託料を支払い再商品化すること。一方、市が独自に再生利用する業者等に委託することは「独自ルート」という。

循環型社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の社会に代わるものとして、[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分との優先順位が明確にされた。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会を構築する事を目的として2000年に定められた法律。廃棄物処理やリサイクル推進について政策の基本的方向性を示している。

焼却残渣（しょうきやくざんさ）

ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰（集塵装置で捕集された灰）の総称

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品の製造工程から発生する材料くずや売れ残り食品、食べ残しなどの食品廃棄物を減らしリサイクルを進めるために、食品製造者や販売者に減量・リサイクルを義務付けた法律。

【す】

3R(スリー・アール)

廃棄物の減量、資源循環について取るべき方策についての頭文字Rをとった考え方。
次に示す3つのRのこと。

- ① Reduce(リデュース・発生抑制)：ごみになるものを作らない、売らない、買わないことなどより、ごみになることを事前に抑制すること
- ② Reuse(リユース・再使用)：ごみにせず、まだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う、また、修理したり洗浄して再び製品や部品、容器などとして使うこと。
- ③ Recycle(リサイクル・再生利用)：使用済み製品・容器や廃棄物のうち有用なものを部品などとして再使用または、新たな製品の原材料として使用できる状態に処理すること。

これらに加えてRefuse(リフューズ・ごみになるものを拒否)やRepair(リペア・修理)等を加えた4R、5Rといった考え方もある。

スリムリサイクルの店

ごみ減量化・再資源化推進宣言店制度に登録し、簡易包装の推進や再生品の使用・販売等に取り組んでいる店舗

【た】

単位体積重量

燃やすごみの単位重量あたりの体積

堆肥化

生ごみや木くずなど有機性物質を微生物の働きを利用して分解し堆肥(肥料)を作ること。コンポスト化と呼ばれることもある。

宝塚市では、植木ごみを粉碎し堆肥化している。

【ち】

中間処理

焼却施設・粗大ごみ処理施設・ペットボトル選別施設やプラスチックヤード等の廃棄物の焼却、減容化・減量化を行う処理のこと。

【て】

低位発熱量

燃やすごみの燃焼によって発生する熱量を示すもの。

【は】

ばいじん

ばい煙を発生する施設から集じん施設によって集められた「すす」のこと。ダイオキシン類や重金属を含むことがある。

排出量原単位

市民1人が1日に出すごみ量の平均値のこと。(=1人1日平均排出量)

年間のごみ排出総量(トン)÷行政区内人口÷365日×1,000,000(g/人・日)

【ふ】

フェニックス計画（大阪湾圏域広域処理場整備事業）

近畿圏の個々の地方自治体等が最終処分場を確保するのは、きわめて困難な状況で、長期安定的に、また広域的に廃棄物を適正処理するために大阪湾の埋立により計画的に最終処分場を確保する事業。

大阪湾広域臨海環境整備センターが実施している。

プラスチック製容器包装

容器包装リサイクル法でメーカーにリサイクルが定められたプラスチック製の容器のこと（ただし、ペットボトルは除く）。

【や】

ヤード（ストックヤード）

廃棄物や資源物を一時的に保管する場所のことをいう。

【よ】

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

家庭系ごみの中で大きな割合を占める容器包装廃棄物についてリサイクルを製造者に義務付けた法律。消費者には分別排出、市町村には分別収集そして容器を製造、販売又は商品に容器包装を用いる事業者には再商品化を実施という役割分担を定めている。

1995年に定められた。

【り】

リターナブルびん

使用後に回収することにより、1回限りでなく複数回使用できるびんのこと。使い捨てられるペットボトルなどの「ワンウェイ容器」の反対語。

【関係団体一覧】

環境省

TEL : 03-3581-3351 (代表)

URL : <http://www.env.go.jp/>

経済産業省

TEL : 03-3501-1511 (代表)

URL : <http://www.meti.go.jp/>

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

TEL : 078-362-3281

URL : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kankyoseibi/index.html>

大阪湾広域臨海環境整備センター

TEL : 06-6204-1724

URL : <http://www.osakawan-center.or.jp/phoenix/index.html>

日本ガラスびん協会

TEL : 03-6279-2390

URL : <http://www.glassbottle.org/>

アルミ缶リサイクル協会

TEL : 03-3582-9755

URL : <http://www.alumi-can.or.jp/>

(財) 日本容器包装リサイクル協会

TEL : 03-5532-8597

URL : <http://www.jcpra.or.jp/>

(社) 電池工業会

TEL : 03-3434-0261

URL : <http://www.baj.or.jp/>

(財) 家電製品協会

TEL : (03) 6741-5600 (代表)

URL : <http://www.aeha.or.jp/>

家電リサイクル券センター

TEL : 0120-319-640

URL : <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

ガラスびんリサイクル促進協議会

TEL : 03-6279-2577

URL : <http://www.glass-recycle-as.gr.jp/>

PET ボトルリサイクル推進協議会

TEL : 03-3662-7591

URL : <http://www.petbottle-rec.gr.jp/>

(社) プラスチック処理促進協会

TEL : 03-6855-9175

URL : <http://www.pwmi.or.jp/>

【計画策定の経緯】

① 計画の策定体制

計画の諮問機関 ●宝塚市廃棄物減量等推進審議会

計画の行政内検討会 ●宝塚市一般廃棄物処理基本計画策定検討会

<宝塚市廃棄物減量等推進審議会>

No.	区分	所属団体	氏名
1	知識経験者	甲南大学経営学部 教授	◎ 中丸 寛信
2	知識経験者	特定非営利活動法人 ごみゼロネット大阪 理事	○ 原田 智代
3	知識経験者	あすなろ法律事務所	池田 直樹
4	公共的団体代表	宝塚市自治会連合会 副会長	尾仲 博道
5	公共的団体代表	宝塚市環境衛生推進協議会会長	中野 武
6	公共的団体代表	NPO法人消費者協会宝塚 理事	滝川 好夫
7	公共的団体代表	宝塚市婦人会 副会長	稲野 秀子
8	公共的団体代表	宝塚市女性ボード	藤井 芳子
9	事業者代表	今里食品(株) 代表取締役社長	今里 有宏
10	事業者代表	(株)中武建設工業 代表取締役社長	中村 正文
11	事業者代表	(株) き く 代表取締役社長	菊川 博美
12	事業者代表	宝塚市商店連合会 会長	池田 則夫
13	事業者代表	宝塚市花卉園芸協会 会長	金岡 英雄
14	公募市民委員		橘 剛史
15	公募市民委員		戸川 進
16	公募市民委員		国山 昌広
17	公募市民委員		頼岡 吉則

◎会長 ○副会長

<宝塚市一般廃棄物処理基本計画策定検討会>

環境部			部長	
	クリーンセンター			所長
		業務課	課長、副課長	
		管理課	課長、副課長	
	環境政策室	新エネルギー推進課		課長、副課長
		環境政策課		課長
生活環境課		課長		

② 計画策定の経緯

- 平成 24 年（2012 年）7 月 6 日
宝塚市廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物処理基本計画の改定について諮問
- 平成 25 年（2013 年）1 月 4 日～2 月 4 日
一般廃棄物処理基本計画案に係るパブリックコメントの実施
- 平成 25 年（2013 年）1 月 18 日、30 日
市議会文教生活常任委員会へ一般廃棄物処理基本計画案説明
- 平成 25 年（2013 年）1 月 23 日
一般廃棄物処理基本計画案に係るごみゼロ推進員説明会開催
- 平成 25 年（2013 年）3 月 27 日
宝塚市廃棄物減量等推進審議会より市長に答申

<宝塚市廃棄物減量等推進審議会>

第 1 回	平成 24（2012 年）年 7 月 6 日
第 2 回	平成 24（2012 年）年 8 月 29 日
第 3 回	平成 24（2012 年）年 10 月 12 日
第 4 回	平成 24（2012 年）年 11 月 16 日
第 5 回	平成 24（2012 年）年 12 月 10 日
第 6 回	平成 25（2013 年）年 3 月 6 日

<宝塚市一般廃棄物処理基本計画策定検討会>

第 1 回	平成 24（2012 年）年 5 月 31 日
第 2 回	平成 24（2012 年）年 6 月 4 日
第 3 回	平成 24（2012 年）年 7 月 17 日
第 4 回	平成 24（2012 年）年 8 月 8 日
第 5 回	平成 24（2012 年）年 9 月 14 日
第 6 回	平成 24（2012 年）年 9 月 25 日
第 7 回	平成 24（2012 年）年 10 月 30 日
第 8 回	平成 24（2012 年）年 11 月 26 日
第 9 回	平成 25（2013 年）年 2 月 22 日

宝塚市一般廃棄物処理基本計画

平成25年(2013年)3月

編集・発行 宝塚市 環境部 クリーンセンター管理課
〒665-0827
兵庫県宝塚市小浜 1-2-15
TEL:0797-87-4844

編集協力 株式会社日本環境工学設計事務所
〒101-0051
東京都千代田区神田神保町 2-7-3
TEL:03-3265-0551
FAX:03-3265-0550